平成２２年（フ）第９９１号
堺市堺区戎島町４丁５番地、前住所堺市堺区大浜北町３丁10番13号　大浜荘207号
債務者　中村正三こと　朴　　正三
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９７号
堺市堺区甲斐町東６丁１番４―215号
債務者　玉村　和子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８６号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目31番21号
債務者　高橋ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８７号
大阪府河内長野市喜多町127番地の１　リバーサイド小車５棟501号
債務者　中嶋　潤一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８８号
大阪府河内長野市喜多町127番地の１　リバーサイド小車５棟501号
債務者　中嶋　五月
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９８号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番24―405号
債務者　岩田　晃志
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番24―405号
債務者　岩田　恵美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１２号
堺市美原区さつき野西１丁目18番地２
債務者　永渕　　滋
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２２号
大阪府富田林市若松町４丁目６番13号
債務者　井上　吉美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２９号
大阪府羽曳野市河原城744番地の１　107、前住所堺市美原区平尾577番地12
債務者　水谷　幸司
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７０号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目10番２号
債務者　田上　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７５号
大阪府河内長野市鳩原873番地の３
債務者　岩崎　慶美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７８号
堺市美原区阿弥275番地２
債務者　落水　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
大阪府泉大津市春日町10番９号
債務者　山本　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
大阪府泉南市樽井３丁目31番22号
債務者　宇賀　町子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
大阪府泉大津市昭和町６番61号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―805号
債務者　相羽　純一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
大阪府岸和田市春木若松町１番24号
債務者　紺谷　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
大阪府泉佐野市上町１丁目１番41―205号
債務者　西村　良平
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係